



鳥労発基 0626 第1号
平成 29 年 6 月 26 日

建設業労働災害防止協会鳥取県支部長 殿

鳥取労働局長



建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

平素から労働基準行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における労働災害防止については、平成 25 年度を初年度とする第 12 次労働災害防止計画において、休業 4 日以上之死傷災害の 15% 減少を図ることを目標に各種の取り組みを推進しているところですが、当局管内で発生した建設業之死傷災害は、本年 5 月末現在で 45 人に上り、前年同期の 18 人と比較して 27 人、150% の増加となっており、中でも墜落・転落災害は、23 人に及び、前年同期に比べて 20 人の増加となっています。また、本年 1 月、5 月に死亡災害が発生し、平成 27 年、28 年と続いた建設業の死亡災害ゼロも途切れるなど憂慮すべき事態となっています。

これら死傷災害の増加の背景には、安全な施工計画が策定されていないことや、現場での基本的な災害防止措置が実施されていないなどの要因が考えられ、現場全体の「安全に対する意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されるところであり、当局としましては、建設工事現場への監督指導を強化することとしています。

つきましては、労働災害防止のため別紙対策の取り組みを徹底するよう傘下会員に周知していただきますよう要請致します。

なお、貴団体におかれましても、労働災害防止のための活動に積極的に取り組んでいただくよう併せて要請致します。

元方事業者、施工事業者が実施すべき事項

- ① 経営トップまたは事業場トップの職場パトロール等を実施し、労働災害防止の徹底について労働者に呼び掛けること。
- ② 元方事業者による安全衛生管理と関係請負人に対する指導を徹底すること。
- ③ 小規模な工事現場においても安全な作業計画を策定し、労働者へ周知するとともに、管理者が履行状況を確認すること。
- ④ 朝礼時等、全労働者の集まる機会をとらえ労働災害が増加していることの周知・徹底を図ること。
- ⑤ 安全衛生管理体制の整備、見直しを図り、職場巡視、危険予知、ヒヤリハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化を図ること。
- ⑥ 危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等、リスクアセスメント等の実施を徹底すること。
なお、厚生労働省が作成している「職場のあんぜんサイト」に、建設業の作業別のリスクアセスメントの実施支援システム (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/kensetu_index.html) が掲載されているので、積極的に活用すること。
- ⑦ 足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」を実施すること。
- ⑧ 足場の設置が困難な状況にあるときは、安全帯の使用の徹底を図るとともに高所作業中の墜落・転落防止措置、飛来・落下防止措置の徹底を図ること。
- ⑨ クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等（以下「建設機械等」という。）の検査、点検整備及び安全な作業方法の徹底を図ること。
- ⑩ 労働者と建設機械等との接触防止を図るために、誘導員を配置すること。
- ⑪ 作業マニュアルの見直し等を行い安全作業の徹底を図ること。
- ⑫ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を推進し、熱中症予防対策の徹底を図ること。
- ⑬ 職長、安全衛生責任者及び労働者に対する安全教育の徹底を図ること。
- ⑭ 危険作業従事者に対する安全教育の実施や能力向上教育の実施を行うこと。

建設業の労働災害が増加しています!!

建設業工事種類別発生状況（5月末現在）

	平成29年	平成28年
土木工事業	18	10
鉄骨・鉄筋家屋建築工事業	4	1
木造家屋建築工事業	11	1
建築設備工事業	3	2
その他の建築工事業	3	2
その他の建設業	6	2
合計	45	18

※丸囲い数字は死亡者数で内数

当局管内で発生した建設業の死傷災害は、本年5月末現在で45人に上り、前年同期の18人と比較して27人、150%の増加となっており、中でも墜落・転落災害は、23人に及び、前年同期に比べて20人の増加となっています。

平成29年事故の型別発生状況(5月末現在)

	墜落・転落	転倒	衝突	浸水・落下	感電・倒壊	衝突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作的反動・管理の誤作	左記以外	計
土木工事	① 8		3	1	1		① 5					② 18
建築工事	13	1		2	1	1		1	1		1	21
鉄骨・鉄筋家屋	4											4
木造家屋	4	1		1	1	1		1	1		1	11
その他建築	5			1								6
その他建設業	2	2							2			6
合計	① 23	3	3	3	2	1	① 5	1	3		1	② 45

平成28年事故の型別発生状況(5月末現在)

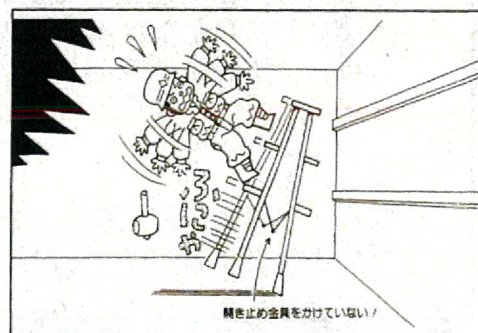
	墜落・転落	転倒	衝突	浸水・落下	感電・倒壊	衝突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作的反動・管理の誤作	左記以外	計
土木工事	2	1	1	3		1	2					10
建築工事		1						4			1	6
鉄骨・鉄筋家屋								1				1
木造家屋								1				1
その他建築		1						2		1		4
その他建設業	1						1					2
合計	3	2	1	3		1	3	4		1		18

墜落・転落による災害

平成29年に発生した墜落・転落災害のうち、脚立での作業に関わって被災したものが6件、はしごに関わるものが3件、立ち馬に関わるものが2件となっています。

災害の中では、脚立の設置箇所が軟弱で傾いたことで墜落した事案、脚立の上で設備を引っ張ろうとしてバランスを崩し墜落した事案や、はしごが固定されておらず、はしごとともに倒れ墜落した事案などが発生しています。また、脚立やはしごを移動中、雨で濡れていたり、靴に付着した雪などで滑り、転落した事案も発生しています。

脚立の開き止め金具の使用による固定、はしごの転位防止措置など労働安全衛生規則の遵守、立ち馬に手すりを設置するなど墜落防止措置の実施を行い、安全に昇降、作業ができる位置への設置に心掛けましょう。

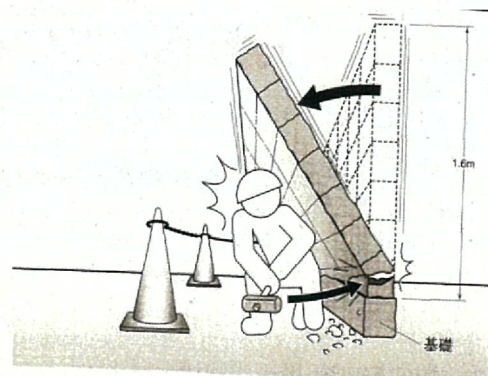


木造家屋建築工事における災害

平成29年5月末現在の木造家屋建築工事における労働災害発生件数は11件で、前年同時期が1件であることから10件の増加となっています。

11件のうち7件が解体作業中の災害となっており、家屋の壁の一面を切断していたところ他方の壁が倒れてきて下敷きとなった事案や、ガラスの一部が壊れた窓ガラスを搬送していた際、割れたガラスが落ちて当たった事案や、解体撤去後の土地を整地していた際、パワーショベルが近づいてきているのに気づかず巻き込まれた事案などが発生しています。

解体作業現場については、一つの現場でいろいろな業者・作業が混在する作業となる場合が多い、工事を施工するに当たり安全な作業方法である計画が策定されていない場合が多いなど、問題点があり、これが労働災害の発生につながっていると考えられます。



- ・ほとんどが小規模工事現場において災害が発生しており、作業計画の策定、墜落防止措置、安全教育など基本的な安全管理ができていないものと考えられます。
- ・工事量が増加（特に建築工事において）している中、人手不足が続いていることにより、小規模（工事期間の短い工事）の工事現場で、①工事を短期間で終了させることが優先されている②現場管理者が複数の現場を掛け持ちすることで、一つ一つの現場における安全管理がおろそかになる③人手不足から、本来の作業でない慣れない作業に従事しており、工事が短期間であることから教育がおろそかにされている など、安全管理にしろ寄せがきていると思われます。



鳥取労働局・各労働基準監督署

元方事業者、施工事業者が実施すべき事項

- ① 経営トップまたは事業場トップの職場パトロール等を実施し、労働災害防止の徹底について労働者に呼び掛けること。
- ② 元方事業者による安全衛生管理と関係請負人に対する指導を徹底すること。
- ③ 小規模な工事現場においても安全な作業計画を策定し、労働者へ周知するとともに、管理者が履行状況を確認すること。
- ④ 朝礼時等、全労働者の集まる機会をとらえ労働災害が増加していることの周知・徹底を図ること。
- ⑤ 安全衛生管理体制の整備、見直しを図り、職場巡視、危険予知、ヒヤリハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化を図ること。
- ⑥ 危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等、リスクアセスメント等の実施を徹底すること。
 なお、厚生労働省が作成している「職場のあんぜんサイト」に、建設業の作業別のリスクアセスメントの実施支援システム
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/kensetu_index.html が掲載されているので、積極的に活用すること。
- ⑦ 足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」を実施すること。
- ⑧ 足場の設置が困難な状況にあるときは、安全帯の使用の徹底を図るとともに高所作業中の墜落・転落防止措置、飛来・落下防止措置の徹底を図ること。
- ⑨ クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等（以下「建設重機等」という。）の検査、点検整備及び安全な作業方法の徹底を図ること。
- ⑩ 労働者と建設機械等との接触防止を図るために、誘導員を配置すること。
- ⑪ 作業マニュアルの見直し等を行い安全作業の徹底を図ること。
- ⑫ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を推進し、熱中症予防対策の徹底を図ること。
- ⑬ 職長、安全衛生責任者及び労働者に対する安全教育の徹底を図ること。
- ⑭ 危険作業従事者に対する安全教育の実施や能力向上教育の実施を行うこと。

平成29年5月～9月

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

— 職場における熱中症死亡ゼロを目指して —

職場において熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は400人を超えています。

鳥取労働局では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。

各事業場でも、事業者及び労働者の皆様が御協力の上、熱中症予防に取り組みましょう。

【キャンペーン期間中の実施事項】

- ① JISに準拠したWGBT値を随時把握する。② 作業ごとに熱中症になる恐れのあるWGBT基準値がまとめられているので、測定したWGBT値がこれを超えるおそれのある場合、休憩時間の確保など対策を行う。③ 休憩場所には、氷、冷たいおしぼり等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けるとともに、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行える飲料水などを備え付ける。④ 測定値がWGBT基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を中止する。やむを得ず作業を行う場合は、単独作業を控え休憩時間を長めに設定する、作業中は心拍数、体温、身体の状態、水分及び塩分の摂取状況を確認する。また、熱への順化（7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする）を行う。⑤ 糖尿病、高血圧、心疾患、腎不全等の持病がある労働者は医師の意見を聞いて作業への配慮を行う。⑥ 作業の前日に飲み過ぎない、朝食をしっかり取るなど日常の健康管理等を行う。⑦ 管理者は作業開始前や作業中の巡視で労働者の健康状態を把握する。また、複数作業では、労働者同士がお互いの様子に注意する。⑧ 少しでも本人や周りが異変を感じたら、体温を測定し、必要に応じて水分摂取や濡れタオルの使用等により体温を下げるようにし、症状に応じ、躊躇せず救急隊を要請する、病院に搬送するなどの措置を行う。⑨ 作業労働者に対し、熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急処置、熱中症の事例に係る労働衛生教育を行う。

鳥取労働局健康安全課
〒680-0845
鳥取市富安2丁目89-9
Tel: 0857-29-1704
Fax: 0857-23-2423

鳥取労働基準監督署
〒680-0845
鳥取市富安2丁目89-4
Tel: 0857-24-3211
Fax: 0857-24-3213

米子労働基準監督署
〒683-0067
米子市東町124-16
Tel: 0859-34-2231
Fax: 0859-34-2233

倉吉労働基準監督署
〒682-0816
倉吉市駄経寺町2-15
Tel: 0858-22-6274
Fax: 0858-22-6275

ご不明な点などがありましたら、左記へお問い合わせ下さい

(H29. 6)